

選挙運動費用に関する公費負担 (選挙公営)制度について

令和8年1月 作成

和歌山県総務部総務管理局市町村課
和歌山県選挙管理委員会

目 次

<総 論>

選挙運動費用に関する公費負担(選挙公営)制度の目的	3
選挙運動費用に関する公費負担(選挙公営)制度の種類	4~6
公費負担の考え方(上限額について)	7
公費負担の仕組み(有償契約を締結する場合)	8

<各 論>

主な公費負担制度に関する公費負担基準と請求書の記載方法

【選挙運動用自動車の借上・運転手の雇用】	10~13
【選挙運動用自動車の燃料】	14~16
【選挙運動用ポスターの作成】	17~19
【選挙運動用ビラの作成】	20~22
【選挙運動用通常葉書の作成・郵送】	23~26
【立札及び看板の類の作成】	27~29
<問い合わせ先>	30

總論

選挙運動費用に関する公費負担(選挙公営)制度の目的

国や地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担する制度

公費負担制度で実現

金のかからない
選挙

選挙運動の
機会均等

- ◆供託金が没収された場合(得票数が一定の数に達しないとき)は、公費負担を受けることができない費用があります。

選挙運動費用に関する公費負担(選挙公営)制度の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、公職選挙法で上限額等の基準が決められています。

①選挙運動用自動車の使用(ハイヤー契約の場合)

上限額=1日あたり64,500円

②選挙運動用自動車の使用(レンタカー契約の場合)

自動車の借入(1日1台に限る) 上限額=1日あたり16,100円

運転手の雇用(1日1人に限る) 上限額=1日あたり12,500円

燃料代 上限額=7,700円 × 選挙運動日数

③選挙運動用ポスターの作成

作成枚数の上限数=選挙区のポスター掲示場数×2

作成単価の上限額=選挙区のポスター掲示場数から算出

④選挙運動用ビラの作成

作成枚数の上限数=7万枚 (公職選挙法第142条に定める枚数)

作成単価の上限額=5万枚以下 1枚当たり8円38銭

5万枚を超える場合 ビラ作成枚数から算出

⑤選挙運動用通常葉書の作成

作成枚数の上限数=3万5千枚 (公職選挙法第142条に定める枚数)

作成単価の上限額=3万5千枚以下 1枚当たり8円62銭

⑥立札・看板の類の作成(選挙事務所・選挙運動用自動車・個人演説会場)

選挙事務所

上限枚数=3枚

上限単価=61,379円

選挙運動用自動車

上限枚数=4枚

上限単価=58,114円

個人演説会場

上限枚数=5枚

上限単価=44,403円

⑦その他

個人演説会の公営施設の利用

選挙運動用通常葉書の郵送費用

特殊乗車券の交付(公共交通機関の利用)

選挙運動用の新聞広告掲載費用

＜参考＞候補者届出政党のみ対象のもの
政見の録音又は録画

※契約書は実態に則して作成し、県選挙管理委員会が例示した様式で対応できない場合は、見積書を添付するなどして、実態と整合するようにしてください。

※一般運送契約(ハイヤー契約)による選挙運動用自動車の借上と、ハイヤー契約に基づかない車両の借上、運転手の雇用及び燃料代に関する公費負担の制度は併用できません。

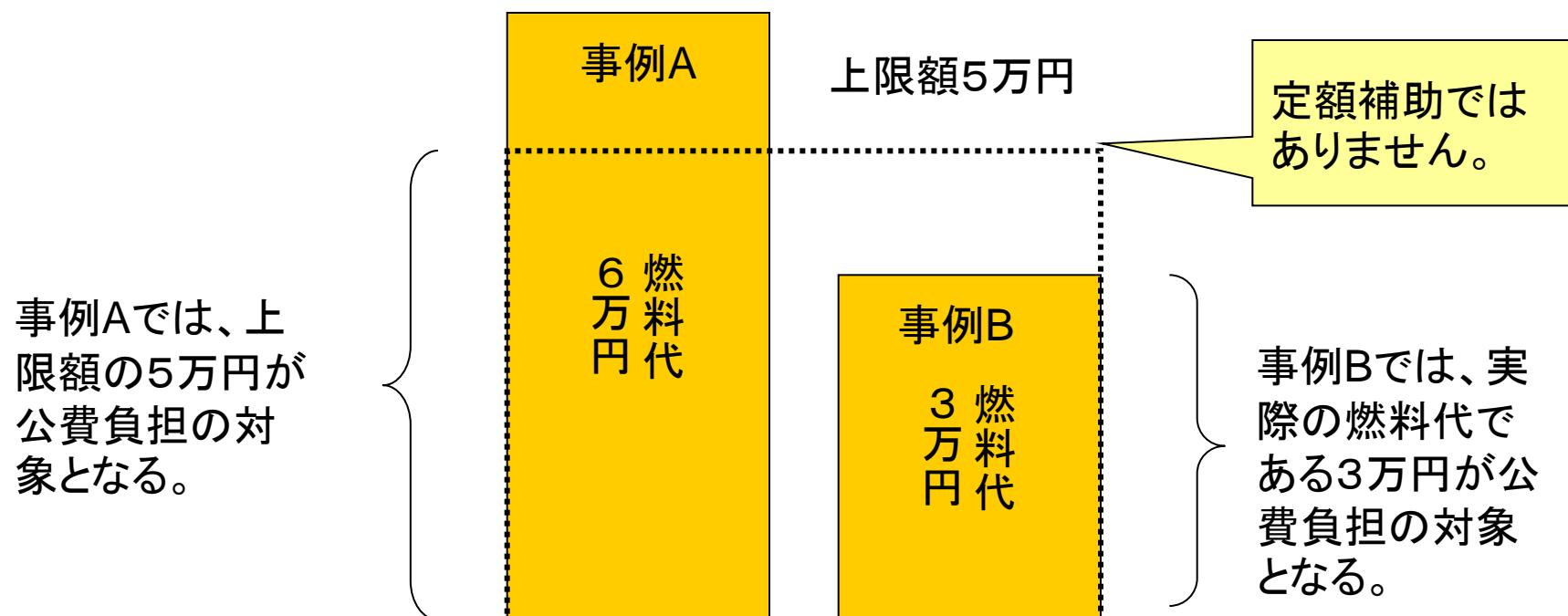
※運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を結ぶ場合は、公費負担は受けられません。

※上記のうち、供託金没収者は公費負担されないものがあります。

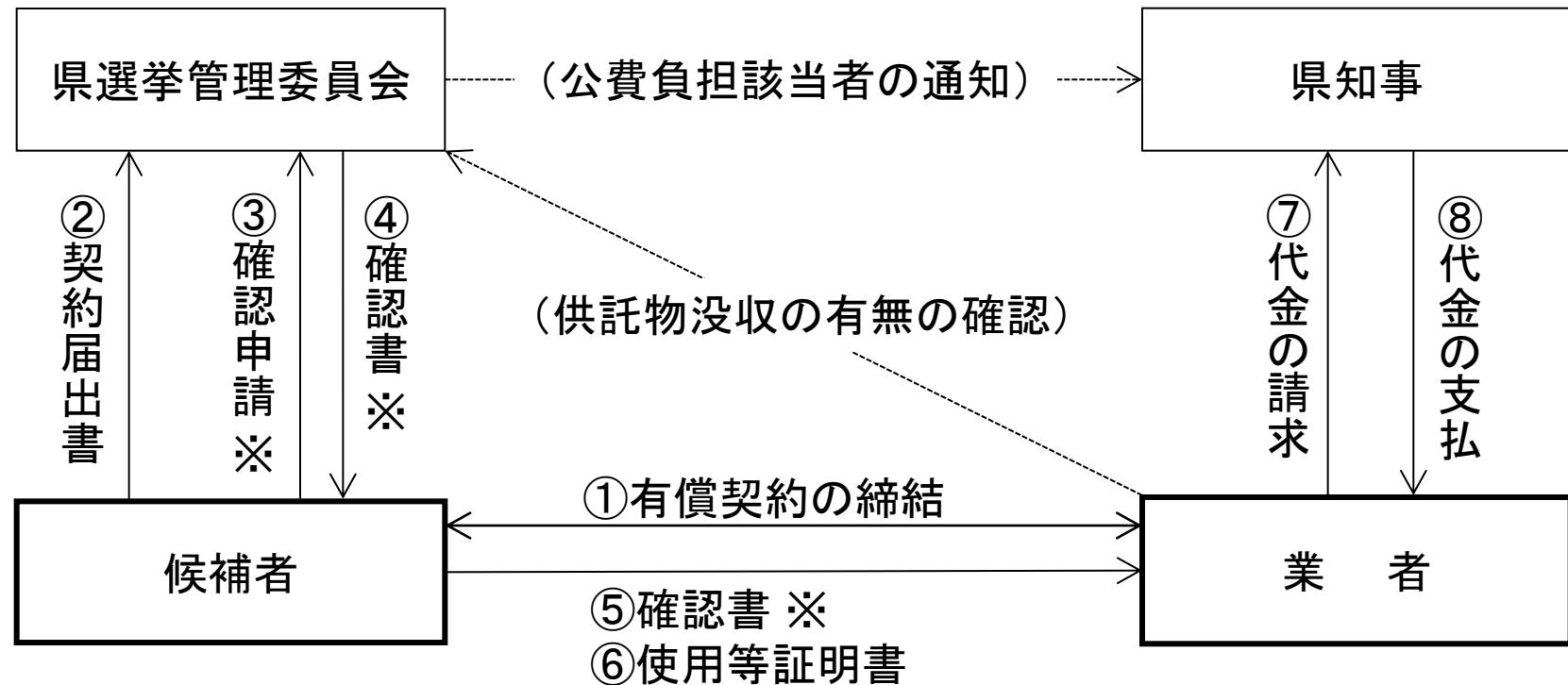
公費負担の考え方(上限額について)

国や、県が選挙運動費用の公費負担を行う制度で、上限額を定額で交付するのではなく、上限額の範囲内で実際に要した費用を交付する制度です。

◆たとえば選挙運動用自動車の燃料代で、上限額が5万円の場合



公費負担の仕組み(有償契約を締結する場合)



(注) 上の表は事務の流れの概略を示したものであり、公費負担の対象となる契約種別ごとに必要書類や添付資料が異なります。

※印は金額や作成枚数等の確認が必要な場合の手続です。

各論

主な公費負担制度に関する公費負担基準と請求書の記載方法

選挙運動用自動車の借上 運転手の雇用

車両の借上・運転手雇用の上限額(選挙運動用自動車)

※「1日あたりの金額」について上限額があります。

車両の借上形態により、次のとおり上限額があります。

<ハイヤー契約に基づく場合>

◆車両の借上費用(運転手・燃料代含む。)

1候補者につき1日1台で、64,500円

別途、運転手の雇用
や燃料代が発生する
ことはありません。

<ハイヤー契約に基づかない場合>

◆車両の借上費用 1候補者につき1日1台で、16,100円

◆運転手の雇用 1候補者につき1日1人で、12,500円

※公費負担の対象期間は、選挙運動期間のみです。

※ハイヤー契約の場合の注意事項

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者と契約してください。ハイヤー契約に基づかない車両の借上、運転手雇用及び燃料代の公費負担制度を併用することはできません。

※レンタカー借上の場合の注意事項

レンタカー業の許可を受けた者から借りるよう運輸支局の要望があります。

請求書の記載例(選挙運動用自動車の借上)

備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（自動車）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。
～省略～

(公-18)

記入例 請求内訳書			
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)			
(1) 自動車の借入れ			
選挙運動期間内であること		「借入れ金額(イ)」と「基準限度額(ロ)」 を比較して、少ない方を「請求金額」に記入	
使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	備考
令和〇年〇月〇〇日	(例) 8,000 円	16,100円	(例) 8,000 円
令和〇年〇月〇〇日	(例) 8,000 円		
令和〇年〇月〇〇日	(例) 8,000 円		
令和〇年〇月〇〇日	(例) 8,000 円	16,100円	(例) 8,000 円
令和〇年〇月〇〇日	(例) 8,000 円	16,100円	(例) 8,000 円
〇年〇月〇〇日	(例) 8,000 円	16,100円	(例) 8,000 円
〇月〇〇日	比較して低い方を請求額 とする	(例) 8,000 円	
〇月〇〇日	(例) 8,000 円	16,100円	(例) 8,000 円
令和〇年〇月〇〇日	(例) 8,000 円	16,100円	(例) 8,000 円
令和〇年〇月〇〇日	(例) 8,000 円	16,100円	(例) 8,000 円
和〇年〇月〇〇日	(例) 8,000 円	16,100円	(例) 8,000 円
計			(例) 96,000円

表面の請求金額と同額か確認

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

(公-19)

請求書の記載例(運転手の雇用)

記入例 請求書
(選挙運動用自動車の使用)
〔運転手の雇用〕

裏面も記載項目あり

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年〇月〇〇日 ← 選挙期日以降の日付か
確認

※選挙運動期間
立候補の届出の日から
選挙期日の前日まで

同じ
丁目〇〇

記 印押する場合、印鑑は契約書と同じ
ものを使用してください。

1 請求金額 (例) 144,000円

2 内訳
請求内訳書とのおり

3 令和〇年〇月〇〇日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (例)

4 候補者の氏名 和歌山 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	△△支店
預金種別	①普通 ②当座 ③別段	口座番号	〇〇〇〇〇
フリガナ 口座名	△△△△ △△△△ 〇〇 〇〇		

備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(運転手とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。
3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。(公-20)

転記

記入例 請求内訳書
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)
(3) 運転手

選挙運動期間中に選挙運動用自動車を運転した日

「報酬(イ)」と「基準限度額(ロ)」を比較して、少ない方を「請求金額」に記入

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇〇日	(例) 12,000円			
令和〇年〇月〇〇日	(例) 12,000円			
令和〇年〇月〇〇日	(例) 12,000円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇〇日	(例) 12,000円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇〇日	(例) 12,000円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇〇日	(例) 12,000円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇〇日	(例) 12,000円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇〇日	(例) 12,000円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇〇日	(例) 12,000円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇〇日	(例) 12,000円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇〇日	(例) 12,000円	12,500円	(例) 12,000円	
計			(例) 144,000円	

契約書の1日あたりの金額を転記

比較して低い方を請求額とする

表面の請求金額と同額か確認

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

※運転手雇用契約は、運転手個人と締結してください。

選挙運動用自動車の燃料

選挙運動用自動車の燃料代の上限額

選挙運動期間中、選挙運動用自動車に要した燃料代の合計額に上限があります。

上限額＝7,700円×選挙運動期間(※)

※選挙運動期間
立候補の届出の日から
選挙期日の前日まで

- ◆車両の借上費用等の場合とは異なり、1日あたりの金額に上限はありません。
- ◆公費負担対象は、選挙運動用自動車(1候補者1台に限られます。)に給油した燃料代に限られます。

請求書の記載例(選挙運動用自動車の燃料代)

記入例 請求書		自動車登録番号又は車両番号を記入		記入例 請求内訳書																					
(選挙運動用自動車の使用) [燃料代]				車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)																					
公職選挙法施行令第109条の第42項の規定により、次の金額の支払を請求します。 <small>(選挙期間日以後の日付)</small>																									
<p>*選挙運動期間 立候補の届出の日から 選挙期日の前日まで</p>																									
<p>書記載内容に同じ が住所並びに法人 代表者の氏名 和歌山市□□町□丁目□□ 株式会社□□ 代表取締役 □□ □□ (記名押印又は自署)</p>																									
<p>記 <small>押印する場合、印鑑 ものを使用してください。</small></p> <p>選挙運動期間内 (※)に限ります。</p>																									
<p>契約書に基づく 1リットル当たり の単価を記入</p>																									
<p>燃料代の請求】 ・契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので 自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲に限る。 ・提出書類 ①請求書 ②選挙運動用自動車使用証明書（燃料） ③確認書（原本） ④給油伝票（納品書）の写し※ ※給油日、給油量、車番、給油金額が記載されてい ること。</p>																									
<p>燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号</p>																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">販売</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">販売金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和〇年〇月〇〇日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 2,730円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和〇年〇月〇〇日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 2,047円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和〇年〇月〇〇日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 4,095円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和〇年〇月〇〇日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 4,095円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和〇年〇月〇〇日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 4,095円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">.</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">.</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">.</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年〇月〇〇日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円 × ℥ = 円</td> </tr> </tbody> </table>						販売	販売金額	令和〇年〇月〇〇日	和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 2,730円	令和〇年〇月〇〇日	和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 2,047円	令和〇年〇月〇〇日	和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 4,095円	令和〇年〇月〇〇日	和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 4,095円	令和〇年〇月〇〇日	和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 4,095円	年〇月〇〇日	円 × ℥ = 円
販売	販売金額																								
令和〇年〇月〇〇日	和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 2,730円																								
令和〇年〇月〇〇日	和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 2,047円																								
令和〇年〇月〇〇日	和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 4,095円																								
令和〇年〇月〇〇日	和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 4,095円																								
令和〇年〇月〇〇日	和歌山〇〇わ△△△△ (例) 136.5円 × = 4,095円																								
.	.																								
.	.																								
.	.																								
年〇月〇〇日	円 × ℥ = 円																								
<p>それぞれの給油ごとに給油伝票（納品書）の内容と一致するよう記載願 います。</p>																									
<p>確認書に記 載された額 の合計</p>																									
<p>(イ)と(ロ)を 比較して少ない 方の額</p>																									
<p>上限額は、選挙運動 期間の日数により算 出されます。1日当 りではありません。</p>																									
<p>給油日、給油量、車番、給油金額 が記載された給油伝票を添付して ください。</p>																									

選挙運動用ポスターの作成

作成枚数・作成単価の上限(選挙運動用ポスターの作成)

※作成枚数と作成単価の双方に上限があります。

※作成枚数・作成単価の上限はポスター掲示場数によって異なります。

<作成枚数の上限>

「選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」×2

<作成単価の上限>

{609,690円+30円73銭×(ポスター掲示場数-500)}／(ポスター掲示場数)

※1円未満の端数は1円とする。

請求書の記載例(選挙運動用ポスターの作成)

契約の内容 を転記									
記入例 請求内訳書 (ポスターの作成)									
記入例 請求書 (ポスターの作成)									
裏面									
公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定により、次の金額を算出する。									
令和〇年〇月〇〇日 ← 選挙期日以降の日付か 確認									
和歌山県知事様									
契約書記載内容に同じ									
名称及び住所並びに法人 はその代表者の氏名									
所 和歌山市△△町〇〇番地									
(名称) 株式会社□□□ 代表取締役 □□ □□ (記名押印又は自署)									
記印する場合、印鑑は契約書と同じ ものを使用してください。									
作成枚数と作成単価 に上限があります。									
記									
1 請求金額 (例) 500,000 円									
2 内訳 請求内訳書のとおり									
3 令和〇年〇月〇〇日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (和歌山県第〇区)									
4 候補者の氏名 和歌山 太郎									
5 金融機関名、口座名及び口座番号									
備考									
6 金額 A × 枚数 B = 金額 C									
7 単価 D × 枚数 E = 基準限度額 F									
8 基準限度額 F × 枚数 H = 請求金額 I									
9 請求金額 I = 単価 D × 枚数 G									
10 単価 D は下記の計算式で算出 ・枚数 E は確認書により確認された枚数									
11 単価 G は「AとD」を比較して少ない方 ・枚数 H は「BとE」を比較して少ない方									
12 請求書表面の請求金額と 同額か確認									

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
 2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。
 ~省略~

(公-5)

- 備考 1 「選挙区におけるポスター掲示場数」の欄に、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{609,690 \text{円} + 30 \text{円} 73 \text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$
- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(公-6)

選挙運動用ビラの作成

作成枚数・作成単価の上限(選挙運動用ビラの作成)

※ビラの作成枚数・作成単価の双方に上限があります。

※ビラ作成枚数によって作成単価の上限が決まります。

<作成枚数の上限>

7万枚(2種類以内)

<作成単価の上限>

◆ビラ作成枚数が50,000枚以下の場合

8円38銭／枚

◆ビラ作成枚数が50,000枚を超える場合

{419,000円 + 5円62銭 × (作成枚数 - 50,000)} ÷ (作成枚数)

※1銭未満の端数は1銭とする。

請求書の記載例(選挙運動用ビラの作成)

<p>記入例 請求書 (ビラの作成)</p> <p>裏面も記載項目あり</p> <p>公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。</p> <p>令和〇年〇月〇〇日 ← 選挙期日以降の日付か確認</p> <p>和歌山県知事様</p> <p>氏名又は名称及び住所並びに法人はその代表者の氏名</p> <p>所 和歌山市△△町〇〇番地 (名称) 株式会社□□□ 代表取締役 □□ □□ (記名押印又は自署)</p> <p>作成枚数と作成単価に上限があります。</p> <p>記</p> <p>1 請求金額 (例) 350,000円</p> <p>2 内訳 請求内訳書のとおり</p> <p>3 令和〇年〇月〇〇日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(和歌山県第〇区)</p> <p>4 候補者の氏名 和歌山 太郎</p> <p>5 金融機関名、口座名及び口座番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>金融機関名</td> <td>○○銀行</td> <td>本・支店名</td> <td>□□支店</td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td>①普通 ②当座 ③別段</td> <td>口座番号</td> <td>(例) 1 2 3 4 5 6</td> </tr> <tr> <td>フリガナ 口座名</td> <td colspan="3">カブシキガイシャ□□□ ダイヒヨウトリシマリヤク□□□ 株式会社□□□ 代表取締役 □□ □□</td> </tr> </table> <p>【ビラ請求の提出書類】</p> <p>①請求書+②ビラ作成枚数確認書+③ビラ作成証明書+④ビラの見本(2種類の場合は各1枚)</p>	金融機関名	○○銀行	本・支店名	□□支店	預金種別	①普通 ②当座 ③別段	口座番号	(例) 1 2 3 4 5 6	フリガナ 口座名	カブシキガイシャ□□□ ダイヒヨウトリシマリヤク□□□ 株式会社□□□ 代表取締役 □□ □□			<p>契約書の内容を転記</p> <p>記入例 請求内訳書 (ビラの作成)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">作成金額</th> <th colspan="3">基準限度額</th> <th colspan="3">請求金額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>単価 A</th> <th>枚数 B</th> <th>金額 A×B=C</th> <th>単価 D</th> <th>枚数 E</th> <th>金額 D×E=F</th> <th>単価 G</th> <th>枚数 H</th> <th>金額 G×H=I</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円 (例) 5</td> <td>枚 (例) 70,000</td> <td>円 (例) 350,000</td> <td>円 (例) 7.60</td> <td>枚 (例) 70,000</td> <td>円 (例) 532,000</td> <td>円 (例) 5</td> <td>枚 (例) 70,000</td> <td>円 (例) 350,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約書記載内容に同じ</p> <p>契約書記載内容に同じ</p> <p>・単価Dは下記の計算式で算出</p> <p>・枚数Eは確認書により確認された枚数</p> <p>・単価Gは「AとD」を比較して少ない方</p> <p>・枚数Hは「BとE」を比較して少ない方</p> <p>請求書表面の請求金額と同額か確認</p> <p>D欄には、次により算出した額を記載してください。 (イ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 8円38銭 (ロ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 $\frac{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{該作成枚数} - 50,000)}{\text{該作成枚数}} \dots\dots \quad (1\text{銭未満の端数は切上げ})$</p> <p>2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。</p> <p>3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。</p> <p>4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。</p>	作成金額			基準限度額			請求金額			備考	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	円 (例) 5	枚 (例) 70,000	円 (例) 350,000	円 (例) 7.60	枚 (例) 70,000	円 (例) 532,000	円 (例) 5	枚 (例) 70,000	円 (例) 350,000
金融機関名	○○銀行	本・支店名	□□支店																																						
預金種別	①普通 ②当座 ③別段	口座番号	(例) 1 2 3 4 5 6																																						
フリガナ 口座名	カブシキガイシャ□□□ ダイヒヨウトリシマリヤク□□□ 株式会社□□□ 代表取締役 □□ □□																																								
作成金額			基準限度額			請求金額			備考																																
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I																																	
円 (例) 5	枚 (例) 70,000	円 (例) 350,000	円 (例) 7.60	枚 (例) 70,000	円 (例) 532,000	円 (例) 5	枚 (例) 70,000	円 (例) 350,000																																	

選挙運動用通常葉書の 作成・郵送

作成枚数・作成単価の上限(選挙運動用通常葉書の作成)

※葉書の作成枚数・作成単価の双方に上限があります。

<作成枚数の上限>

3万5千枚

<作成単価の上限>

8円62銭／枚

頒布枚数の限度と郵送費(選挙運動用通常葉書の郵送)

※候補者は、通常葉書を無料で郵送できます。

候補者1人につき頒布できる枚数の上限は、3万5千枚です。

◆通常葉書は郵便物配達事務を扱う郵便局の窓口で発送してください。

その際は、選挙運動用通常葉書差出票を添えてください。

◆選挙運動用通常葉書差出票は、立候補の際に交付されます。

◆路上で選挙人に手渡すことはできません。

請求書の記載例(選挙運動用通常葉書の作成)

記入例
請求書
(通常葉書の作成)

裏面も記載項目

契約書の内容を転記

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を。

令和〇年〇月〇〇日 ← 選挙期日以降の日付か確認

和歌山県知事様

契約書記載内容に同じ

又は名称及び住所並びに法人についてはその代表者の氏名

所 和歌山市△△町〇〇番地

氏名(名称) 株式会社□□□
代表取締役 □□ □□

(記名押印又は自署)

記 印

押印する場合、印鑑は契約書と同じものを使用してください。

作成枚数と作成単価に上限があります。

1 請求金額 (例) 175,000円

2 内訳
請求内訳書のとおり

3 令和〇年〇月〇〇日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(和歌山県第〇区)

4 候補者の氏名 和歌山 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	□□支店
預金種別	①普通 2 当座 3 別段	口座番号	(例) 1 2 3 4 5 6
フリガナ 口座名	カブシキガイシャ□□□ 株式会社□□□	ダイヒョウトリシマリヤク□□□ 代表取締役 □□ □□	

備考 1 この請求書は、候補者から受領した通常葉書作成枚数確認書及び通常葉書作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。～省略～

(公-34)

記入例
請求内訳書
(通常葉書の作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円 (例) 5	枚 (例) 35,000	金額 A×B=C (例) 175,000	円 (例) 8.62	枚 (例) 35,000	金額 D×E=F (例) 301,700	円 (例) 5	枚 (例) 35,000	金額 G×H=I (例) 175,000	円

契約書記載内容に同じ

枚数Eは確認書により確認された枚数

- 単価Gは「AとD」を比較して少ない方
- 枚数Hは「BとE」を比較して少ない方

請求書表面の請求金額と同額か確認

備考

- D欄には、次により算出した額を記載してください。
確認書により確認された枚数が35,000枚以下の場合 8円62銭
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(公-35)

選挙運動用通常葉書差出票

(表面)

選挙運動用通常葉書差出票

差 出 票 番 号		第 号	
発行者氏名	衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第一区 選挙長 印		
候補者氏名	衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第一区候補者		
この 差 出 票 に よ る 差 出 制 限 枚 数		5 0 0 通	
差 出 月 日	差 出 通 数	差 出 合 計 数	備 考
ここに必要事項を記載してください。			

注 備考欄は、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所で使用する欄ですから記入しないでください。

(裏面)

1 使用上の心得

- (1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が500通以内となるまで、同一のものを差出しの都度使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が500通を超えることとなるときは、その超える分につき500通以内ごとに別葉の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には1回の差出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。
- (3) 同時に1,000通以上を差し出すときは、500通の整数倍となる通数につき、500通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に500通未満の端数を除いた全通数を記入することができる。
この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、その傍らに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押すこと。

2 郵便物差出し上の注意

- (1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所に差し出すこと。
- (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差し出すこと。

- ◆これは、立候補受付の際に交付されます。
- ◆葉書発送の際に、郵便局に提出してください。

立札及び看板の類の作成

作成枚数・作成単価の上限(立札・看板の類の作成)

<作成枚数の上限>

- ◆選挙事務所の立札及び看板の類 …3枚
- ◆選挙運動用自動車に取り付ける立札及び看板の類 …4枚
- ◆個人演説会場の立札及び看板の類 …5枚

<作成単価の上限>

- ◆選挙事務所の立札及び看板の類 …61,379円
- ◆選挙運動用自動車に取り付ける立札及び看板の類 …58,114円
- ◆個人演説会場の立札及び看板の類 …44,403円

請求書の記載例(立札及び看板の類の作成)

記入例 請求書
(選挙事務所用立札・看板の作成)

「自動車等取付用」及び「個人演説会場用」については、本記入例を参考にしてください。

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年〇月〇〇日 ← 選挙期日以降の日付か
確認

和歌山県知事様

契約書記載内容に同じ

氏名(例)は名称及び住所並びに法人における(例)はその代表者の氏名

所 和歌山市△△町○○番地
(名称) 株式会社□□□
代表取締役 □□ □□
(記名押印又は自署)

記 印する場合、印鑑は契約書と同じものを使用してください。

作成枚数と作成単価に上限があります。

1 請求金額 (例) 150,000円

2 内訳
請求内訳書のとおり

3 令和〇年〇月〇〇日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (和歌山県第〇区)

4 候補者の氏名 和歌山 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	□□支店
預金種別	①普通 2 当座 3 別段	口座番号	(例) 1 2 3 4 5 6
フリガナ 口座名	カブシキガイシャ□□□ 株式会社□□□	代表取締役	□□ □□

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙事務所用立札・看板作成数確認書及び選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。～省略～

契約書の内容を転記

記入例 請求内訳書

(選挙事務所用立札・看板の作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	数 B	金額 A×B=C	単価 D	数 E	金額 D×E=F	単価 G	数 H	金額 G×H=I	
円 (例) 50,000	枚 (例) 3	円 (例) 150,000	円 (例) 61,379	枚 (例) 3	円 (例) 184,137	円 (例) 50,000	枚 (例) 3	円 (例) 150,000	請求書表面の請求金額と同額か確認

契約書記載内容に同じ

数Eは確認書により確認された作成数

- 単価Gは「AとD」を比較して少ない方
- 数Hは「BとE」を比較して少ない方

備考

- E欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

「選挙運動用自動車に取り付ける立札及び看板」及び「個人演説会場の立札及び看板」の請求書は、この記載例を参考に作成してください。

問い合わせ先

所属名	電話番号
県選挙管理委員会事務局 (県庁 市町村課 振興班)	073-432-4111(代表) 073-441-2191(直通)
県選挙管理委員会 海草分局 (海草振興局 総務県民課 総務グループ)	073-432-4111(代表) 073-441-3477(直通)
県選挙管理委員会 那賀分局 (那賀振興局 総務県民課 総務グループ)	0736-63-0100(代表) 0736-61-0137(直通)
県選挙管理委員会 伊都分局 (伊都振興局 総務県民課 総務グループ)	0736-34-1700(代表) 0736-33-5004(直通)
県選挙管理委員会 有田分局 (有田振興局 総務県民課 総務グループ)	0737-63-4111(代表) 0737-64-1255(直通)
県選挙管理委員会 日高分局 (日高振興局 総務県民課 総務グループ)	0738-22-3111(代表) 0738-24-2904(直通)
県選挙管理委員会 西牟婁分局 (西牟婁振興局 総務県民課 総務グループ)	0739-22-1200(代表) 0739-26-7906(直通)
県選挙管理委員会 東牟婁分局 (東牟婁振興局 総務県民課 総務グループ)	0735-22-8551(代表) 0735-21-9606(直通)

県選挙管理委員会ホームページアドレス

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/wsenkan/wsenkan.html>